

公有財産活用・災害対策特別委員会

日時：平成 21 年 11 月 6 日（金）午前 10 時から

場所：議会 第 1 委員会室

（報告事項）

1. 災害時の事業継続計画（BCP）について

（BCP～ビジネス・コミュニティー・プランの略）

（1）市における事業継続計画（BCP）の位置づけ

～許容できる範囲で平常業務を継続させるため、復旧・復興のためのシナリオをあらかじめ想定しておく。

（2）企業における事業計画（BCP）の取り組み〈背景〉

～災害や事故で被害を受けても、業務が中断しても可能な限り短い時間で再開することが望まれる。バックアップシステムやオフィスの確保、即応した要因の確保などが挙げられる。

（3）川口市における事業継続計画（BCP）

- ① 趣旨～災害時に市政の事業継続計画を策定・社会経済を停滞させることなく被害を軽減させ、早期に復旧するための事業計画策定に努める
- ② 基本的な取り組み～事業に重大な被害を想定・継続すべき重要事の絞り込みおよび検討・重要業務の復旧目標時間の設定・指揮命令系統の維持、情報発信、共有、災害時の経営判断、危機管理や緊急時対応
- ③ 市の事業継続計画の策定～平常時から救護体制や災害医療体制などの整備を図り、市民の生命・身体・財産を守る目的で地域防災計画を策定。また、行政サービスも継続すべきものは、一定のレベルを確保、全ての業務が最短期間で提供できるよう対策を立てておくため、事業継続計画を検討し、復旧体制を構築することが大切である。
- ④ 事業者の事業継続計画の策定～事業者が事業継続計画を策定し、災害に備えることにより、顧客や従業員の安全が確保される。埼玉県地域防災

計画では「企業は災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業計画を策定するよう努める」とされている。今後、市においても事業者への事業継続計画の普及・啓発に努めるものとする。

2. 市街地施設付住宅耐震補強に係る計画変更について

(1) 概容～川口市とUR（独立行政法人都市再生機構）で区分所有している市街地施設付住宅は、施設利用者及びUR賃貸住居入居者の安全確保のため、平成21年度及び22年度の計画で、耐震補強を進めているが、UR賃貸住宅の一部住宅の用途廃止に伴う入居者の対策が、相当の期間が要するため、計画どおり実施が困難になったため計画変更する。

(2) 耐震補強計画

- ① 当初計画 （市街地施設付住宅）
 - 平成21年度 ～幸町、朝日町、仲町、前川町
 - 平成22年度 ～北園、芝、本町、栄町

- ② 変更後の計画 （市街地施設付住宅）
 - 平成21年度 ～幸町、朝日町
 - 平成22年度 ～仲町、北園
 - 平成23年度 ～前川町、芝、本町、栄町

委員会質疑

Q.委員～入居者移転はURのみで行うのか？

A.市の施設（1階部分）の上階（住宅部分）はURが行う。

Q.補強工事で市内業者への対応は？（URに市内業者を使うよう要望すること）

A.そのように進言している

※賃貸住宅の一部用途廃止に伴い入居者の理解が得られず工事計画期間に変更が生じた。（補強工事により現状戸数の部屋の確保ができないのも理由の一つに挙げられる）